

令和8年4月1日

## 徳島県外国人タクシードライバー養成実証事業補助金 申請要領

この補助金は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

### 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）（必着）まで  
※申請状況によっては、受付を締め切るもしくは再度募集する場合があります。

### 受付方法

原則「電子メール」または「郵送」

<宛先>

○電子メールの場合

メールアドレス：koutsuuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

○郵送の場合

〒770-8570（住所記載不要）

徳島県 生活環境部 交通政策課 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記入してください。

※簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

### 問合せ先

徳島県 生活環境部 交通政策課 電話 088-621-2686

## 1 趣旨

本補助金は、徳島県内のタクシーの運転手不足を解消するため、タクシー事業者が外国人タクシードライバーを雇用する際に係る経費の一部に対して補助金を交付します。

## 2 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業を営する、徳島県内に事業所を有する者が外国人タクシードライバーを雇用する際に係る経費に対し、補助金を交付します。

福祉タクシー、介護タクシー等は対象外となります。

※ 本補助金における「外国人」とは、日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表に定める在留資格のうち、交付要綱の別表第1に定める在留資格を有する者を指します。（交付要綱第2条第1項抜粋）

※ 交付要綱別表第1に定める在留資格は、次のとおりです。

入管法別表第1の2の表に定める特定技能のうち、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）別表9別表項番2の活動に必要なとなる資格

## 3 補助対象となる期間

タクシー事業者が、交付決定通知後から令和9年2月28日までに取り組む運転手確保事業が対象です。

## 4 補助率及び上限額

補助率：1/2以内、上限額：300千円/人※（予算の範囲内）

※上限額はタクシー事業者ごとではなく、雇用するドライバーごとに適用されます。

## 5 支援対象経費

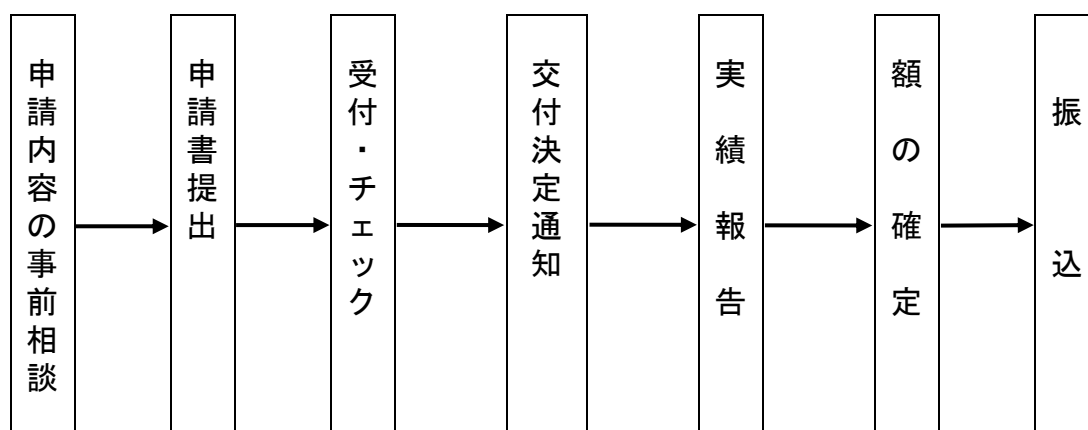
補助対象経費	補助率及び補助額
補助対象期間に、タクシー事業者が外国人タクシードライバーの雇用に必要な経費（国等の補助金額を除く。）	補助率：補助対象経費の2分の1以内。 ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。
<対象経費> (1) タクシー事業者が雇用の際に負担する登録支援機関に支払う紹介料及び普通免許※又は普通第二種免許の取得のための教習に係る経費等（受験資格特例教習に係る経費を含む。） ※外免切替を行う代わりに、教習所等に通学して普通免許を新規取得し、普通第二種免許を取得する場合に対象となります。	上限額： 外国人タクシードライバー1人当たり 300千円
(2) その他知事が必要と認める経費	

※交付対象経費は、「消費税及び地方消費税額」を除いた額とします。

補助金については、事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当し、確定申告の際に補助事業における仕入に課される「消費税及び地方消費税額」について、その控除税額の還付を受けることも可能となります。

この場合、実質的に二重交付となるため、この補助事業においては、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む補助事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を補助対象外経費として扱うこととします。

## 6 補助金の申請から交付までの流れ



### ※ 申請内容の事前相談について

申請を希望する場合は、事前相談をお願いします（随時相談を受け付けております）。申請期限に余裕をもってご相談ください。相談の際には、申請書類など必要に応じて書類等の提出をお願いすることがあります。

※ 補助事業の着手可能日は、交付決定通知の日以降です。

## 7 申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支（見込）予算書
- ④補助金所要額調書
- ⑤その他知事が必要と認める書類

## 8 補助金の交付決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金の交付決定を行います。

※補助金交付予定額は取組完了後の最終的な補助金交付額を決定・保証するものではありません。

## 9 補助事業の遂行

事業対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはなりません。

申請内容を変更・中止する場合や補助事業者の情報を変更した場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）により、承認を受けなければなりません。

## 10 実績報告書の提出

対象経費は、タクシー事業者が令和9年2月28日までに取り組む運転手確保事業が対象です。

交付事業完了後、30日以内、または令和9年3月11日のいずれか早い期日までに下記の書類を提出してください。

- ①実績報告書（様式第4号）
- ②事業実績報告書（様式第5号）
- ③収支決算書
- ④その他知事が必要と認める書類

【金額を証明する書類等の例】

- ・請求書
- ・領収書
- ・振込明細 等

【雇用を証明する書類等の例】

- ・特定技能雇用契約書の写し
- ・雇用条件書の写し
- ・健康保険被保険者証の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・源泉徴収簿
- ・出勤簿
- ・業務記録 等

（事業の実施日や雇用関係・期間を確認するため、実施事業日がわかるもの、雇用を証明する書類等の添付をお願いします。）

※立入検査を行う場合がありますので、補助事業の証拠書類を整理保存してください。

## 11 補助金の支払い

実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認められた場合には、「額の確定」の通知を行い、通知の後、請求書（様式第7号）の提出から2週間程度で申請いただいた口座に補助金を支払います。

## 12 交付決定の取消し

補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に10.95%の割合で計算した額（加算額）を支払うこととなります。

また、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき補助金及び加算金の全部または一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して、10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うこととなります。

### **1 3 財産の管理及び処分**

- ・ 事業対象者等は、当該補助事業により取得したまたは効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。
- ・ 補助金にかかる支出書類を整備し、事業完了後、5年間保存しておいてください。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず徳島県知事へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。
- ・ 財産処分を承認した事業者に対し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付していただくことがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となりますので、事業実施にあたっては十分ご注意ください。

### **1 4 その他**

- ・ 要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公開します。
- ・ この事業による新規雇用者の補助金交付要綱第7条（2）に規定する条件を確認するため、翌年度以降に当該新規雇用者の在籍状況の確認をさせていただきます。